

## 三位一体の改革案

## 1. 改革の目標

## 住民が受益と負担の関係を選択する制度への転換

(国が設定した標準的な行政水準を実現するための制度からの脱却)

## 2. 改革の方向

- (1) 地方公共団体の自立性の向上
- (2) 国・地方財政の持続可能性の向上
- (3) 地方公共団体の格差への配慮

## 3. 改革の時間軸

- (1) 三位一体の改革は、完結に長期間かかる課題。現状において種々の制約があっても、改革の方向は明確に打ち出すことが重要。その実施については段階的に。
- (2) 市町村合併や都道府県制のあり方の見直しの動きを視野に入れて、それと整合的な改革とすべき。

## 4. 改革案の骨格

## (1) 基本的考え方

- 税財源配分の在り方と、国の財源保障の在り方をセットで見直すことにより、地方公共団体における受益と負担の関係の明確化を実現。
- 地方財政計画による財源保障と地方交付税の配分を通じて、地方公共団体の財政面におけるリスクを国の財政面におけるリスクへと集約する仕組みを抜本的に見直し、国及び地方公共団体の財政責任を明確化。

## (2) 国庫補助負担金

国庫補助負担金は、廃止・縮減。残る国庫補助負担金については、地方の裁量を拡大する観点から、交付金化、統合補助金化。また、今後増加の見込まれる社会保障分野の国庫補助負担金は抑制。

- 総理に提出した重点事項リストに掲載した国庫補助負担金は、中・長期的に廃止・縮減すべきものとして位置付け、「改革と展望」の期間中の廃止・縮減は政府の決定にゆだねる。

### (3) 地方交付税

地方交付税の法定率分と、地方財政対策による追加分の性格の違いを明確化。法定率分は「地方固有の財源」であるとの指摘を踏まえ、地方共同税（仮称）として再構成。客観的指標により歳入面の格差を調整。追加分は国が政策的に決定する財源（財政調整交付金（仮称））として、各地方公共団体の現在の一般財源水準との格差を調整。現在の水準を上限として段階的に定率で削減する方向を明確化。

- 財政調整交付金を必要としない地方公共団体が「不交付団体」。
- 地方共同税の税収変動リスクを、予算措置で補填しない（地方共同税なので国民・住民に向き合って税制改正として対応）。
- 財政調整交付金は、過渡的措置とするか、恒久的措置とするかは、今後の市町村合併の動向等を踏まえ判断。
- 地方財政対策としての新発赤字地方債の償還は、地方公共団体の責任で行うことを明確化（元利償還の交付税措置の廃止）。
- 現行の地方財政計画は、標準的な行政水準とその財源との関係をマクロ的に検証する機能に特化。
- 国が法令で一定の行政水準の維持を義務付けている事務については、その義務付けの程度、在り方を十分検証した上で真に必要な最低限度と認められたものに限り、その財源に地方共同税を含む地方税を充当してもなお不足する場合には、個別の地方公共団体に国が財政調整交付金で保障。

### (4) 地方税

税源移譲を含む税源配分のあり方の見直しは、課税権の配分の見直しであることを明確化。受益と負担の関係を明確化する観点から、税目としては個人住民税を重視するとともに、課税自主権について税率決定権の拡充等抜本的見直し。

- 国・地方の財政状況を踏まえれば、歳出の徹底的な見直しを行っても、なお国税・地方税とも増税を伴う税制改革が必要であり、税源配分の見直しもその中で実施。
- 上記税源配分の見直しの基本方向と整合性を図ることを前提に、「改革と展望」の期間中に、個人住民税の充実の第一歩を実施。

- 地方消費税は、地方共同税に統合。
- 外形標準課税については、地方税収の安定化の観点から引き続き推進が必要。
- 恒久減税に伴う住民税の減税については、その見直しが必要。

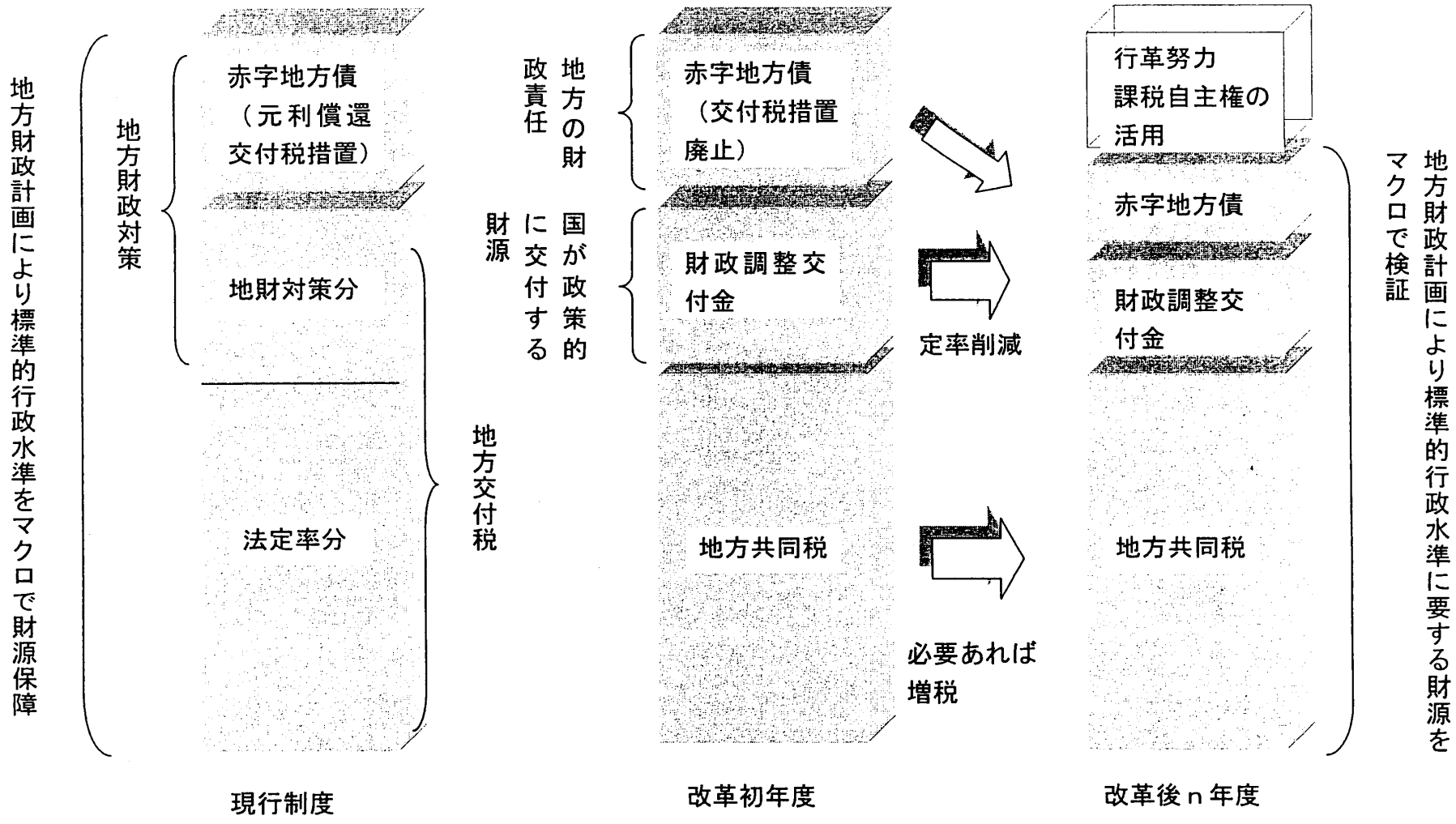
#### (5) 地方債

- 地方債改革は、新発地方債の元利償還に対する交付税措置を廃止。地方債を市場が評価することを通じて、地方財政の規律を強化。
- 都道府県等規模の大きな地方公共団体は、市場公募へのシフトを促進するとともに、中小の地方公共団体については、住民への説明責任を果たしつつミニ公募債の活用等自主的な取り組みを促進。
- 既発地方債の元利償還に対する交付税措置については、新たな財政調整制度の下でどのような措置を行うか総合的に検討することが必要。

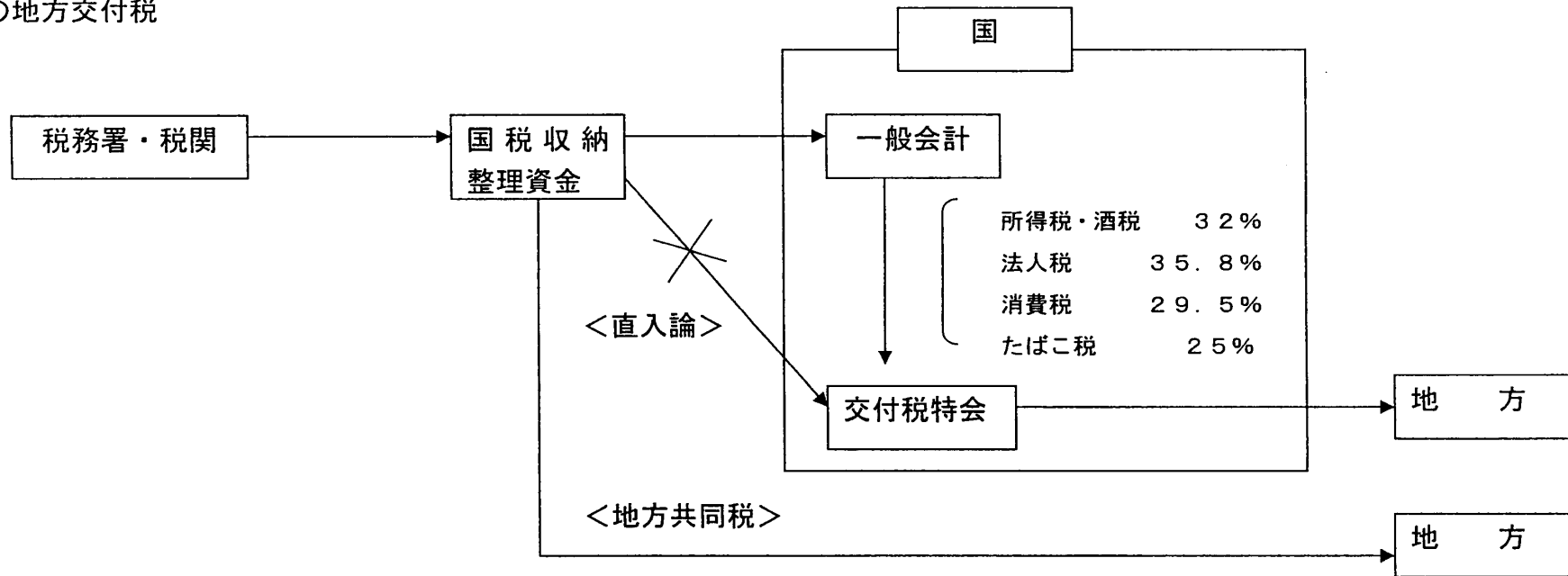
#### (6) その他

- また、上記(1)～(5)の改革を前提に、地方交付税特別会計の累積債務についても、国・地方による抜本的な処理も含め幅広く検討することが必要。

### 三位一体の改革による地方交付税制度の改革案



○地方交付税



○消費税・地方消費税

